◎調達機関番号　597　◎所在地番号　34
○第 11103 号（№11103）
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構東広島医療センター外来診療棟等更新築整備工事（建築）
⑶　工事場所　広島県東広島市西条町寺家513　独立行政法人国立病院機構東広島医療センター内
⑷　工事内容　本工事は外来診療棟の更新築、結核病棟・治療棟・渡廊下の増築及び改修、車庫の新築、外構工事及び解体工事を行うものである。外来診療棟等更新築整備工事（鉄筋コンクリート造地上３階建）建築面積約7,386㎡、延床面積約15,518㎡、既存改修延床面積約410㎡、（既存建物解体延床面積約11,896㎡）。
　なお、当該工事は建築工事であり、関連する電気設備工事、及び機械設備工事については別途発注される予定である。
⑸　工期　約13.5ヶ月以内（本体工事9.5ヶ月　解体工事４ヶ月）（最終完成工期は平成24年度予定）
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約12,370㎥、鉄筋約1,260ｔ、鉄骨約330ｔ、板ガラス約1,540㎡。
2　競争参加資格
⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター院長から独立行政法人国立病院機構東広島医療センター外来診療棟等更新築整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。
　構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。
②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
⑶　厚生労働省から中国ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、中国ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑷　厚生労働省から中国ブロックにおける建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。
　また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。
　ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。
⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑹　平成13年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。
　単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積10,000㎡以上の病院の新築又は増築
②　ＲＣ造又はＳＲＣ造平屋建て以上、延床面積5,000㎡以上の病院の新築又は増築
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
②　平成13年度以降に、⑹①に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札手続等
⑴　担当部局　〒739―0041 広島県東広島市西条町寺家513　独立行政法人国立病院機構東広島医療センター企画課長　山田　達也　電話082―423―2179　内線6254
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
　平成23年１月28日から平成23年２月10日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時00分から17時00分まで）⑴の担当部局にて交付する。交付にあたっては、実費を徴収する。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
　平成23年１月28日９時00分から平成23年２月14日17時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに⑴の担当部局に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）
⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成23年３月17日13時30分。東広島医療センター会議室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成23年３月16日17時00分までに⑴の担当部局に必着すること。）に持参すること。
4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口
　３⑴に同じ。
⑼　共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　共同企業体としての資格の認定及び２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。